



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

（告 示）	（建築）
○土地改良事業計画の適否決定（耕地課）	○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告
（公 告）	
○開発行為に関する工事の完了	

告 示

奈良県告示第百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十九年九月十日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八條第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月十八日

奈良県知事 荒井正吾

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
下市町長 東奈良男	水と農地活用促進事業（用排水路）	平成十九年九月十九日から同年十月九日まで

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十七条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。
平成十九年九月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 許可番号
平成十九年七月十九日高土第一九一九号
- 二 検査済証番号
平成十九年九月三日高土第六八八号
- 三 開発区域に含まれる地域
葛城市南道穂八五番地ノ一及び八六番地ノ二
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
葛城市南道穂八五番地ノ一
初瀬川真弓

監査委員公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年9月18日

奈良県監査委員 谷川正嗣
奈良県監査委員 南田昭典
奈良県監査委員 藤井守
奈良県監査委員 岩田国夫

中相福祉事務所

監査の結果

生活保護費返還金の未収金について

（注意事項）

生活保護費返還金において未収金の増加が認められた。

今後一層取柄の促進に努めるべきである。

措置の内容

生活保護費返還金については、その多くは生活保護受給者の求職や資産を正確に申告しないことにより発生していることから、受給者に対して、生活保護制度の説明や指導を一層徹底することにより返還金の発生防止に努めている。

また、返還金の徴収にあたっては、督促の送付や電話による催告、世帯訪問による納入指導を実施し、分割による納付にも応じることで、未収金の収納促進に努めている。

措置結果通知日 平成19年7月13日

消防学校

監査の結果

「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」（賃金）の支給について

（注意事項）

「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」（賃金）の支給において、1件、2,839円の過払いが認められた。

適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。

措置の内容

「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」（賃金）の過払いについては、平成19年5月11日までに、本人から返納された。

今後は、より一層慎重な事務処理を行う。

<p>措置結果通知日 平成19年8月20日</p> <p>中央卸売市場 監査の結果</p> <p>市場使用料等の未収金について (注意事項)</p> <p>市場使用料等において、未収金の増加が認められた。</p> <p>今後一層収納の促進に努めるべきである。</p> <p>措置の内容</p> <p>市場使用料等の未収金について、昨年度に未収金対策強化を図るため、中央卸売市場施設使用料等滞納整理事務所を作成した。</p> <p>それに基づき滞納者へは、督促状による納付催告・事業所訪問及び事務所への呼出、事情聴取を行い、納付の誓約や支払計画の策定等により収納に努めている。</p> <p>今後さらに、納付誓約、支払計画策定により納付の意志を示したがい、実行しない滞納者に対しては、退去を念頭に置いた交渉により新たな未収金の発生を防ぐとともに、回収可能な分については、強制執行等の法的措置も視野にいれて収納を図るなど、より一層の取組促進に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成19年8月23日</p> <p>工業支援課 監査の結果</p> <p>(1) 住居手当の認定について (注意事項)</p> <p>住居手当の支給において、認定を誤ったため、1件305,300円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>(2) 公用車事故の発生について (注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故の発生が認められた。</p> <p>公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>措置の内容</p>	<p>(1) 住居手当の認定について</p> <p>住居手当の認定誤りについては認定の取消を行うとともに、過払分のうち当該年度分は平成19年4月及び5月分給与で調整し、過年度分は平成19年3月30日に本人から返納させた。</p> <p>今後はより一層慎重な審査に努め、適正に認定事務を行う。</p> <p>(2) 公用車事故の発生について</p> <p>事故発生後、事故を起こした職員に対し交通法規の遵守及び交通事故の絶無を期すよう注意を行うとともに、課員全員に対しても安全運転の徹底について口頭で訓示したところである。</p> <p>今後も安全運転の徹底など、交通事故発生の絶無に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成19年8月27日</p> <p>平城遷都1300年記念事業推進局 監査の結果</p> <p>通勤手当の認定について (注意事項)</p> <p>通勤手当の支給において、認定を誤ったため、1件13,434円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>措置の内容</p> <p>通勤手当の認定誤りについては認定の変更を行うとともに、過払い分については平成19年7月分給与で調整した。</p> <p>今後はより一層慎重な審査に努め、適正に認定事務を行う。</p> <p>措置結果通知日 平成19年8月27日</p> <p>市町村課 監査の結果</p> <p>通勤手当の認定について (注意事項)</p> <p>通勤手当の支給において、認定を誤ったため、2件27,197円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p>	<p>措置の内容</p> <p>通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払い分について、現年分は平成19年7月分給与で調整し、過年度分は納入通知書により平成19年8月28日本人から返納させた。</p> <p>今後は、一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。</p> <p>措置結果通知日 平成19年8月28日</p> <p>財団法人奈良県食肉公社 監査の結果</p> <p>市場施設使用料に係る未収金について (事実認定)</p> <p>市場施設使用料において、未収金の増加が認められた。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>今後一層収納の促進に努めるべきである。</p> <p>所管課である畜産流通課の措置の内容</p> <p>財団法人奈良県食肉公社に対しては、これまで未収金の解消に向けての努力を指示してきた。平成18年度においても、前年度に比べ約5.5%多く納入された結果、平成18年度末現在の未収金残高についても改善がなされた。今後も引き続き未収金の解消に向けて指導を行っていく。</p> <p>措置結果通知日 平成19年8月16日</p>
---	---	--

【発 行】 一 発行 三十五五五五五 一 照 帳 帳 一 枚 一 枚 四 十 六 五 五 (共 計) 料 率 五 五

発 行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三三一一〇一

刷

株式会社 春日

奈良市三条町九一八
電話 〇七四二二五五七三三三

本誌は再生紙を使用しております。